

都区財政調整主要 5 課題の早期解決を求める意見書

平成 12 年 4 月、地方自治法等の改正により、特別区が長年取り組んできた都区制度改革が実現し、特別区は基礎的自治体として法律上の明確な地位を確立しました。

この法改正により、住民に身近な行政は第一義的に特別区が担い、東京都は、特別区の区域を通じて大都市の一体性確保に必要と認められる限度で市町村事務を行うこととなり、その役割に応じた財源配分の確立が求められました。しかし、都区間の役割分担と財源配分の明確化については都区の合意には至らず、平成 12 年 2 月の都区協議会において、東京都知事と特別区長会との間で「清掃事業の特例的な対応期間が終了する平成 17 年度までに協議すべき主要 5 課題」が確認されました。

本区議会は、この協議結果を踏まえ、強い関心をもって見守ってきました。しかし、実務的な協議が続けられているにもかかわらず、基本的部分での認識が噛み合っておらず、いまだ都区の合意には至っていません。

そもそも、都区の役割分担とこれに応じた財源配分については、都区制度の根本をなすものであり、この明確化なくして都区制度改革の趣旨が名実ともに実現されたとはいえません。また、都区制度については、特別区の課税自主権の確立や事務権限の拡充など、抜本的な改革が必要であると認識しています。

現在、国においては三位一体改革をはじめ、地方の自主性・自律性を高める地方分権が進められていますが、地方分権の理念は、都と区の間にもあてはまるものであり、都区制度改革においても、基礎的自治体重視の行財政基盤の強化こそ必要不可欠であります。

よって、千代田区議会は、東京都に対し、当面の残された課題である下記の事項について、具体的かつ早急に解決を図るよう強く求めます。

記

- 1 都が行う大都市事務・財源の明示による都区間役割分担の明確化を図ること。
- 2 清掃事業関連経費財源として都に残した 745 億円を特別区へ移転すること。
- 3 間近に迫った小中学校改築需要急増に対応できる財源を確保すること。
- 4 都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金を確保すること。
- 5 三位一体改革の影響等も含めた都区財政調整配分割合を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 17 年 3 月 18 日

千代田区議会議長

東京都知事宛